平成２６年（フ）第６８８号
仙台市若林区若林６丁目７番８号　秋葉マンションＡ－２
債務者　小野　謙治
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７７号
福島県いわき市内郷内町前田22番地　市営住宅６―1183
債務者　斉藤　詩歩
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第３７１号
茨城県水戸市赤塚１丁目16番地　エスコート赤塚イースト棟305号
債務者　川原　隆子（旧姓守山）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３７５号
茨城県小美玉市堅倉1549番地12　グリーンタウン美野里６号
債務者　佐川枝美子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３９４号
茨城県那珂市菅谷5504番地２
債務者　富山　友美
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第９６号
茨城県日立市日高町２丁目６番29―201号
債務者　鴫原　春美
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第４５７号
兵庫県姫路市勝原区宮田566番地
債務者　神農　洋子（旧姓赤岩）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第７７４号
広島市安芸区上瀬野町1033番地
債務者　立石　信彦
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７４０号
福岡市博多区銀天町３丁目６番18―509号
債務者　村上　文子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７６６号
福岡県春日市天神山７丁目122番地　ハイライズ雪竹103号
債務者　森脇　隆文
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７７０号
福岡市南区三宅３丁目15番25―403号
債務者　出口真美子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７７６号
福岡県大野城市乙金２丁目８番12号　103号
債務者　船津　匡雄
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７９８号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵824番地５　メゾン・ド・ベルヴィ201号
債務者　北村　裕子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８０１号
福岡市中央区港２丁目３番９―103号
債務者　甲斐　賢一
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８２５号
福岡市南区弥永４丁目１番76―406号
債務者　山本　光夫
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８２６号
福岡市南区弥永４丁目１番76―406号
債務者　山本　幸子（旧姓谷上）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８３２号
福岡県糟屋郡新宮町下府３丁目19番１―405号
債務者　富松　千晴
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８３７号
福岡市東区原田２丁目２番３号
債務者　永濱　利恵（旧姓初村）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部